

○横手市議会事務局設置条例

平成17年11月14日

条例第338号

改正 平成26年6月9日条例第26号

令和8年3月16日条例第3号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、横手市議会に事務局を置く。

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年11月14日から施行する。

附 則（平成26年6月9日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の横手市議会事務局設置条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和8年3月16日条例第3号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

○横手市議会事務局処務規程

平成17年11月14日

議会訓令第1号

改正 平成20年9月8日議会訓令第2号

平成26年6月9日議会訓令第1号

令和8年3月16日議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、横手市議会事務局設置条例（平成17年横手市条例第338号）第2条の規定に基づき横手市議会事務局（以下「事務局」という。）の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に議事課を置く。

(職員)

第3条 事務局に事務局長を置く。

- 2 課に課長を置く。
- 3 係に係長を置く。
- 4 前3項に定めるもののほか必要な職員を置く。

(職務)

第4条 事務局長は、議長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 課長は、上司の命を受けて、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 係長は、上司の命を受けて、係の事務を掌理する。
- 4 前3項に定めるもの以外の職員は、上司の命を受けて、担当の事務を掌理する。

(事務分掌)

第5条 事務局の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 議員の身分及び資格得失並びに議員報酬、手当及び費用弁償に関する事。
- (3) 職員の身分及び給与に関する事。
- (4) 議会の条例、規則及び規程並びに要綱の制定及び改廃に関する事。
- (5) 文書の処理、編さん及び保存並びに書類の整理保管に関する事。
- (6) 議会図書に関する事。
- (7) 儀式及び行事に関する事。
- (8) 日誌に関する事。
- (9) 議会費の予算経理に関する事。
- (10) 物品の出納保管に関する事。

- (11) 議会関係各室の管理に関すること。
- (12) 本会議、各委員会及び協議会に関すること。
- (13) 議案その他付議事件の処理及び調査に関すること。
- (14) 議会において行う選挙及び選任に関すること。
- (15) 議案、意見書等の取扱いに関すること。
- (16) 請願及び陳情の取扱い並びに調査に関すること。
- (17) 議決事件の処理及びてん末調査に関すること。
- (18) 公聴会に関すること。
- (19) 質問主意書及び出席要求に関すること。
- (20) 会議録の調製及び保管に関すること。
- (21) 前各号に掲げるもののほか、議会事務に関すること。

(事務処理)

第6条 事務の処理は、事務局長を経て議長の決裁を受けなければならない。

(専決事項)

第7条 事務局長及び課長の専決事項については、横手市事務決裁規程（平成17年横手市訓令第1号）の規定を準用する。この場合において、同規程中「部長等」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(規則等の準用)

第8条 この訓令に定めるもののほか、服務、給与、人事、福利厚生、事務決裁及び文書の取扱いについては、市長部局の事務処理等の例による。

附 則

この訓令は、平成17年11月14日から施行する。

附 則（平成20年9月8日議会訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月9日議会訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の横手市議会事務局処務規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和8年3月16日議会訓令第1号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。